

項目	質問	回答
放射能	使用済み核燃料の保管期間がどのくらいですか。期間が過ぎたときの受け入れ先は。	使用済み核燃料につきましては、各原子力発電所にて一時保管し、これまで一部については海外において再処理を行い、燃料として一部利用しているほか、残りの廃棄物については、六ヶ所村において中間貯蔵しているとされております。 なお、将来においては、国内で再処理を行い、利用できるものは燃料として再利用したうえで、残りの廃棄物については最終処分することとされていますが、この最終処分場については、まだ決まっておりません。
	通常稼働中（事故のない状態）の原発が排出する放射能の量は一日当たりどのくらいですか。（排水などに含まれる量）	原子力発電所では、運転に伴いごく微量ですが、放射性廃棄物が発生することが各原子力発電所から公表されています。各原子力発電所により、発電施設や放水口などで詳細なモニタリングを行っておりますが、状況は各施設により異なりますので、各社のホームページ等でご確認ください。
	弁護団の中に被ばく者が1人もいないことは本当の意味での真意が伝わるのでしょうか。北海道被爆者協会からの意見も聞く必要性が大ではないでしょうか。	大間原発はまだ建設されていませんが、原発事故の特性や危険性は明らかであり、現時点で福島原発事故の被ばく者からの意見を求めているものではありませんが、今後も裁判の場において、地震などの自然災害による危険性や、テロによる危険性に加え、住民の避難の困難性、自治体の同意権などを主な争点として、市民の安全のため、主張を展開したいと考えております。
エネルギー	太陽光発電は問題ないとの説明がありましたが、太陽光パネルの処分問題はクリアしているのでしょうか。環境にやさしいのは、風力、地熱、水力ではないのでしょうか。	日本における再生可能エネルギーの主力である太陽光発電は、2012年に固定価格買取制度（FIT）が導入されて以降、加速度的に増加し、この太陽光発電に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約25～30年とされていることから、2040年頃には、太陽光発電設備から太陽光パネルを含む廃棄物が出るということが予想されています。 現時点では適正に処理されているものの、この状況を見据え、国（資源エネルギー庁）において、適正な処理に加え、資源の有効活用を図るために、太陽光パネルのリユース・リサイクルの促進について検討を進めていくとされています。
	政府は、日本のエネルギー問題により、原発稼働を認めるような発言をされたと思う。原発稼働は、市弁護団の説明のとおり、危険であると思いますが、日本のエネルギー事情を考えた時、今は必要だと思っています。函館市は、国に対し原子力以外の別のエネルギーの作成方法等を提案する、または、函館市が全国に先駆けてモデルとなるようにエネルギー（電力）を自給自足する自治体になってはどうか。（地熱発電など）	政府は、原発の増設や建て替えなど、これまでの慎重な姿勢から大きく踏み込んだ方針を示したところですが、原発について様々な意見があるなかで、函館市は、市民の安全を守るため、まだ建設・稼働していない大間原発の無期限凍結を求めているものであります。 また、既存原発の再稼働とは異なり、大間原発が無期限凍結したとしても、直接電力需給の問題を生じるものではないと考えておりますが、将来のエネルギー需給については、国において検討を進めていくものと考えております。
連携	東通原発の過酷事故に伴うむつ市の避難計画の中に、フェリーを使っの函館への避難が想定されている。むつ市には使用済み核燃料貯蔵施設も建設され、運営されようとしています。それらの避難計画は見えていませんが、これらの避難が起きた時の函館市の対応をお聞かせください。	「むつ市原子力災害避難計画」によると、民間船舶による避難として、大間からフェリーを利用し、函館港で青森行のフェリーに乗り換えて青森市に避難するということになっており、函館市に避難してくる想定にはなっていないようです。ただし、避難の状況により、むつ市からの要請があれば、函館市内で短期的な避難者の受け入れを検討するものと考えております。
その他	原発と憲法改正について、第13条「個人の尊重と公共の福祉」において、人権が保障されるのは、「公共の福祉に反しない限り」とされています。2012年の自民党改憲草案では「公益及び公の秩序に反しない限り」となっていますが、改憲された場合、エネルギー問題は「国策」なので、原発訴訟は全部負けることにならないでしょうか。	憲法第13条の「公共の福祉」について、現在の通説とされている解釈によると、「日本国憲法の下において人権の制約原理として是認されるのは、それに対抗する他の人権のみであり、この人権相互間に生じる矛盾・衝突の調整を図るための実質的公平の原理が公共の福祉に他ならない」とされております。仮に自民党改憲草案のとおり、「公共の福祉に反しない限り」が「公益及び公の秩序に反しない限り」と改正された場合、解釈がどのように変わるのか判断しかねるものですが、「国策」が基本的人権の制約になるものではないと考えております。